

令和7年9月11日

共 産 党

温室効果ガス排出量の「実質ゼロ」を2050年より
前にめざすことを求める意見書（案）

令和7年7月23日、国際司法裁判所（I C J）は、国連総会の要請に応じて、気候変動に関する国家の義務についての勧告的意見を公表した。

この勧告的意見においてI C Jは、気候変動関連条約（気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定）だけでなく、国連海洋法条約、気候以外の国際環境条約、慣習国際法及び国際人権法上、国家には、人為的な温室効果ガス排出から、気候系等を保護する義務があるとした。つまり、気候関連の条約の締約国であるか否かにかかわらず、すべての国家には気候系等を保護する義務があるとした極めて重要な見解が示された。

この勧告の背景には、バヌアツやツバルのような太平洋諸国の国々は、世界の温室効果ガス排出量の0.01%未満しか排出していないにもかかわらず、海面上昇によって存亡の危機に直面しているという危機感がある。

勧告では、「1. 5℃目標はパリ協定の下で科学的根拠に基づき合意された気温目標であること」、パリ協定締約国が設定する排出削減目標は「1. 5℃目標の達成に十分な貢献を可能にするものでなければならない」、「国際法上、清潔で健康的で持続可能な環境を享受する権利は、他の基本的人権の享受にとって不可欠であること」が指摘され、また、国家の気候系等を保護する義務違反に該当する行為として「化石燃料の生産・消費・探査許可・補助金の付与等」も明記された。

I C Jの勧告的意見には法的拘束力はないものの、各国で多数提起されている気候訴訟の大きな後押しになり、また令和7年11月に行われるC O P 3 0の議論にも大きな影響力をもつことは必至である。米トランプ政権のパリ協定離脱宣言などの逆流が生まれて

いる中で、世界第5位の温室効果ガス排出国である日本政府が、国連が求める「野心的な取り組み」に挑戦することが求められている。

よって、板橋区議会は、政府に対し、I C Jの気候変動に対する勧告的意見を踏まえて、温室効果ガス排出量の「実質ゼロ」を2050年より前にめざすこと、そのための具体的な措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

環境大臣 宛